

Q 1 手形・小切手訴訟の答弁書には、どのようなことを記載すれば良いのですか。

A 手形・小切手訴訟の答弁書には、次のことを記載します(民事訴訟規則 80 条)。

1 請求の趣旨に対する答弁

(1) 訴状の請求の趣旨欄に記載された請求に対し、それを認めるか、認めないかといった被告の立場を記載します。

(2) 訴状の請求の趣旨のとおり認める場合には、「原告の請求を認諾する。」と記載します。

(3) 訴状の請求の趣旨を認めない場合には、例えば次のような記載をします。

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

2 請求原因に対する認否

(1) 訴状の請求原因欄に記載された事実について、そのとおりか、被告の知らない事実か、事実とは異なるかを記載します。

(2) 事実そのとおりであると主張する(認める)場合には、「請求原因○項の事実は認める。」などと記載します。

(3) 被告の知らない事実であると主張する場合には、「請求原因○項の事実は知らない。」などと記載します。

(4) 事実と異なると主張する(否認する)場合には、「請求原因○項の事実は否認する。」などと記載するとともに、否認の理由も記載してください。

(5) 手形・小切手行為(振出し、裏書等)を否認する場合の注意事項

被告がしたとされている手形・小切手行為(振出し、裏書等)を否認する場合には、証拠の写しとして送付された手形、小切手上にある被告名義の署名、押印についても、自分が記載等したものか否かを明らかにする必要があります。

具体的には、次のとおりです。

ア まず、手形、小切手上にある署名や押印について、自分がしたものか否かを明確にしてください。

自分がしたものであると認める場合には、「甲 1 号証の 1 (注: 被告名義の署名や記名押印がある手形、小切手のこと) の成立は認める。」のように記載します。

自分がしたものでないと主張する場合には、「甲 1 号証の 1 (注: 被告名義の署名や記名押印がある手形、小切手のこと) の成立は否認する。」のように記載します。

イ 上記アで自分がしたものでないと主張する場合には、さらに、手形、小切手上にある印影が、自己の印章によるものか否かを明確にする必要があります。

自己の印章によるものであることを認める場合には、上記アの記載に続けて、「ただし、被告名下の印影が被告の印章によるものであることは認める。」などと記載します。また、この場合には、被告の印章がなぜ手形、小

切手に押されているのかに関して知っている事情（例えば、同居している自分の子が勝手に押したものであることなど）を記載してください。

他方、自己の印章によるものであることを否認する場合には、上記アの記載に続けて、「被告名下の印影が被告の印章によることも否認する。」と記載します。

### 3 被告の主張（抗弁）

被告が、原告と被告との間で手形・小切手の振出しの原因関係となっている債務が支払済みであること、手形金・小切手金の時効が完成していることなど、原告に対する支払義務がないとする事情（抗弁事実）を主張する場合には、その事情を具体的に記載してください。

ただし、その事情の存在を原告が否認する場合には、被告がその事情を立証する必要がありますが、手形・小切手訴訟では、証拠となるのが原則として書証のみであるという制限（民事訴訟法352条1項、367条2項）があります。

**答弁書サンプル**  
（【約束手形金請求】所持人が振出人に請求する場合の訴状のサンプルに対応）

令和〇年（手フ）第〇号 約束手形金請求事件

答 弁 書

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇  
大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号（送達場所）

被 告 株 式 会 社 乙  
同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○  
電 話 番 号 \*\* - \*\*\*\* - \*\*\*\*  
ファクシミリ番号 \*\* - \*\*\*\* - \*\*\*\*

第1 請求の趣旨に対する答弁  
1 原告の請求を棄却する。  
2 訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁  
1 請求原因1の事実は知らない。  
2 同2の事実は否認する。  
甲1号証の1の成立は否認する。甲1号証の1の被告名下の印影が被告の印章によるものであることは認めるが、被告の従業員が勝手に印章を盗み出して押印したものである。  
3 同3の事実は知らない。

令和〇年〇月〇日  
被 告 株 式 会 社 乙  
同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

大阪地方裁判所 御中

請求の趣旨に対する答弁  
(1 参照)

請求の原因に対する答弁  
(認否)(2 参照)

否認する場合は、理由を記載する(2(4))。

手形・小切手行為（振出等）を否認する場合は、手形・小切手上的署名・押印が自己のしたものかを記載し、それも否認する場合は、印影が自己の印章によるものかを記載する(2(5))。

被告の主張(抗弁)(3 参照)  
言い分があれば、「第3被告の主張」として具体的な事実を記載する。